

品川区障害者差別解消推進本部設置要綱

制定 平成28年3月18日 区長決定

要綱 第142号

改正 令和4年5月27日 部長決定

要綱 第161号

改正 令和7年1月30日 部長決定

要綱 第6号

(趣旨)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、あらゆる分野および施策において横断的に連携し、全庁を挙げて障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進するため、品川区障害者差別解消推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 障害者差別解消に向けた総合的な取組の推進に関すること。
- (2) 区職員対応要領の作成および検証に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、総務部を担任する副区長をもって充て、本部を代表し、本部の事務を総括する。
- 3 副本部長は、福祉部を担任する副区長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(運営)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 推進会議の進行については、本部長が行う。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、区長室人権・ジェンダー平等推進課、人事課およ

び福祉部障害者施策推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、総務部長および福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

別表（第3条関係）

企画経営部長

区長室長

地域振興部長

文化観光スポーツ振興部長

子ども未来部長

品川区児童相談所長

福祉部長

健康推進部長

品川区保健所長

都市環境部長

防災まちづくり部長

会計管理室長（会計管理者）

教育委員会事務局教育次長

区議会事務局長

選挙管理委員会事務局長

監査委員事務局長